

## アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

大阪薬業企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、加入者及び受給権者の最善の利益の観点から、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられる、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則である「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、本プリンシプルにおける全ての原則を受け入れます。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、加入者および受給権者に年金および一時金の給付を将来にわたり確実に行うため、「年金資産の運用に関する基本方針」を策定し、資産運用の目的、運用の目標、政策アセットミックス等を定め、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運用収益を長期的に確保できるよう、安全かつ効率的に資産運用を行います。

基本方針については、資産運用委員会で審議し、理事会・代議員会における意思決定手続きに従って策定しています。また、当基金の状況や経済・金融環境等の変化に対応するため定期的に検証し見直しを行います。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用目標の達成に向けて、資産運用に係る知識経験を有する人材育成を計画的に行い、体制整備を継続的に行っています。また、企業年金連合会や受託機関等の年金資産運用セミナーへの積極的な参加により、役職員の知識の向上に取り組んでいます。さらに、運用コンサルタントや運用受託機関等の外部機関から報告・分析・助言を受けるなど、必要な外部知見の活用を図っています。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標の実現のため、リスク管理および効率的な資産運用の観点から、リスクリターン特性の異なる複数の投資対象に分散投資を行います。

運用委託先および商品の選定にあたっては、適切に利益相反の管理を行いながら、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学・運用方針・運用体制等の定性評価も加えた総合評価により判断しています。また、運用実績については一定の期間毎に評価を行い、必要に応じて見直しを行っています。

なお、意思決定に際しては、外部の運用コンサルタントの分析・助言を踏まえて、資産運用委員会および理事会・代議員会での審議・議決を経て行っています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、基金の財政状況や年金資産の運用状況、運用方針等の情報をホームページにおいて掲載するほか、加入者および受給者向けの機関紙を定期的に発行し、情報提供、開示を行い周知を図っています。

また、理事会および代議員会、資産運用委員会において、運用状況等を報告、情報提供を行っています。資産運用委員に対しては、運用状況を月次で報告、市場環境等は適宜情報提供を行っています。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、加入者および受給権者のために運用目標の実現を図るにあたり、運用受託機関の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すスチュワードシップ活動を実施します。

具体的な活動としては、運用委託先に対して、投資先企業へ中長期的な視点から経営等の改善に働きかけることでリターンの拡大を図るよう、「建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）」等の実施を促すことを目的に、スチュワードシップ活動に関する報告を求め、運用受託機関の活動状況を定期的にモニタリングしています。

また、さらに効果的なスチュワードシップ活動を促すため、企業年金連合会が運営する「企業年金スチュワードシップ推進協議会」に加入し、当協議会会員の年金基金と協働モニタリングを実施しています。

以上